

あなたの家は大丈夫？

木造住宅耐震診断 受診者募集！！

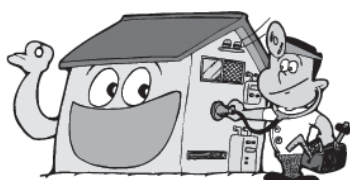
木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを目的とした木造住宅耐震診断の受診者を募集します。

【対象】 ※次のすべてに該当する住宅

- ①昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- ②木造住宅（在来軸組構法・伝統的構法）
- ③3階建て以下
- ④専用住宅、共同住宅、長屋建住宅、併用住宅（2分の1以上住宅）
- ⑤市税に滞納のない方で市内に所有している住宅
- ⑥1人1戸

【実施期間】 9月～12月

【診断料】 無料



【募集戸数】 40戸

【申込期間】 郵送の場合は、6月15日必着
5月15日(火)～6月15日(金)（土・日曜日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

※応募者多数の場合は、抽選により決定します。
※戸数が40戸に満たない場合は、募集を延長し、戸数に達し次第募集を終了します。

【申込方法】

本庁建築課または各支所産業建設課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、押印の上ご提出ください。

【申し込み・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市建設部建築課 ☎22-9830

※持参の場合は各支所産業建設課でも受け付けます。

木造住宅耐震補強事業費補助金 交付事業 希望者募集

地震に強いまちづくりの一環として、地震で倒壊の危険性が高い木造住宅の耐震補強を促進することにより、住宅の倒壊を未然に防止し、被害の軽減を図り市民が安全・安心に暮らせるように、木造住宅耐震補強事業費補助金交付事業の希望者を募集します。工事着手（設計を含む）までに、申し込みが必要です。

【補強事業の対象区域】

防災上必要な区域で、住宅の戸数が1haあたり10戸以上の建て込んだ区域、または、指定された避難路沿い。

【対象住宅】 昭和56年5月31日以前に建築された3階建て以下の居住している木造住宅（在来軸組構法・伝統的構法）で耐震診断の総合評点が0.7未満のもの

【対象者】 ※次のいずれかに該当する所有者

- ①公営住宅法による収入が高額でない世帯
収入基準が月額397,000円（所得等控除後）以下で、市税に滞納のないこと ※収入は同居者すべての合計
- ②高齢者（60歳以上）のみの世帯で、市税に滞納のないこと

【対象工事】

耐震診断の結果「倒壊または大破壊の危険性が高い住宅」総合評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、「一応安全といえる住宅」総合評点を1.0以上に耐震補強工事を対象とします。

【耐震補強事業費補助額】

1棟当たり当該事業に要する経費（設計費を含む）の3分の2と60万円を比較して、いずれか少ない額。併せて、補強後の総合評点の判定に要する経費と1万円を比較して、いずれか少ない額。

【募集戸数】 10戸

【申込期間】 郵送の場合は、6月1日必着
5月15日(火)～6月1日(金)（土・日曜日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

※応募者多数の場合は、抽選により決定します。

【申込方法】

本庁建築課または各支所産業建設課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、押印の上ご提出ください。

【申し込み・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市建設部建築課

☎22-9830 ☒kenchiku@city.iga.lg.jp

※持参の場合は各支所産業建設課でも受け付けます。

● 児童手当を受給されていない方へ

児童手当は毎年6月分から新しい所得によって受給できるかどうかの判定を行います。

現在、所得制限の超過によって手当を受給されていない方も、次の期間に申請していただくと受給していただける場合があります。

現在受給されている方は、6月初旬に送られてくる現況届の提出によって、引き続き受給できるかどうか判定を行います。

【提出期間】

5月1日(火)～31日(木)

※提出が遅れた場合、遡っての支給はできませんのでご注意ください。

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・健康保険証の写し（国民年金の方は不要）
- ・申請者名義の金融機関の口座番号など（郵便局以外）

【申請書設置場所・提出先】

- ・本庁少子化対策課子育て支援係
- ・各支所健康福祉課福祉係

▼所得制限限度額

(単位:万円)

扶養親族等の数	国民年金加入者 (自営業者など)	厚生年金加入者 (サラリーマンなど)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722
1人増すごとに	38加算	38加算

● 児童手当法改正について

平成19年4月から、3歳未満児に対する児童手当が一律月額1万円に拡充されます。

3歳に到達した翌月分からは、現行どおり第1・2子月額5千円、第3子以降月額1万円となります。

なお、この改正に伴う手続きは不要です。

児童の年齢など		支給月額	備考
3歳の 誕生月分 まで	第1子	10,000円	増額
	第2子	10,000円	増額
	第3子以降 1人につき	10,000円	現行どおり
3歳の 誕生月の 翌月分から	第1子	5,000円	現行どおり
	第2子	5,000円	現行どおり
	第3子以降 1人につき	10,000円	現行どおり

【問い合わせ】

本庁少子化対策課 ☎22-9654

パブリックコメント募集!



伊賀市都市マスタープラン策定方針

【概要】 市町村合併に伴い、現在伊賀市には4つの都市計画区域と都市計画区域外の地域が混在しています。一体的な都市づくりを進める必要がありますが、そのためには望ましい将来都市像を都市整備の目標として明確にし、この実現に向けて諸施策、事業を総合的かつ体系的に推進していく必要があります。

このため新たな共通認識としての伊賀市像を明らかにするとともに、都市づくりやまちづくりの目標、方針を解りやすい表現で明らかにする「伊賀市都市マスタープラン」の策定を行います。

【募集期間】

5月7日(月)～21日(月) 必着

【詳細の閲覧方法】

- ①市ホームページ (<http://www.city.iga.lg.jp/>) をご覧ください。
- ②本庁都市計画課および各支所産業建設課に資料を用意します。

【意見の提出方法】

意見を提出する件名を記載し、ご意見（「該当箇所」

およびそれに対する「意見内容」・住所・氏名・電話番号を明記の上、郵便・FAX・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

【提出先・問い合わせ】

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市建設部都市計画課
☎22-9826 FAX22-9838
✉tokei@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所産業建設課でも受け付けます。